

【医療保険】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表

訪問看護基本療養費／加算

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目を以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目を以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで（准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目を以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師（※）の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ

同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合（週3日目まで）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合（週4日目を以降）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合（週3日目まで）	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合（週4日目を以降）	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合（週4日目を以降）	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合（週3日目まで）	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合（週4日目を以降）	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合（週3日目まで）	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師（※）との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算

		利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日2回／訪問者3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上／訪問者2人まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
	1日3回以上／訪問者3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目を以降	2,000円	200円	400円	600円	
乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円	
	上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円	
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
夜間早朝訪問看護加算（6～8時／18～22時）		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算（22時～6時）		4,200円	420円	840円	1,260円	
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円

【子工労働八区に定むる物口】	1日2回	同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	1日3回	同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

【医療保険】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表

※2024年介護報酬・診療報酬改定版(2024年5月時点の情報をもとに作成)

訪問看護管理療養費／加算

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他

その他の療養費

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

ベースアップ評価料(月に1回ご請求)

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円	78円	156円	234円
0	0円	0円	0円	0円

当ホームページでは昇正ごする要件を掲載していません。今後、昇正する際には説明をいたします。

本料金表は重要事項説明書の別紙として交付され、説明を受けました。

◇地域区分と単価

地域区分	単価
1級地	11.4
2級地	11.12
3級地	11.05
4級地	10.84
5級地	10.7
6級地	10.42
7級地	10.21
その他	10

個別地域における区分の詳細は、WAMNETの地域区分を参照ください。

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/0201105303977/20240202_012.pdf

◇ベースアップ評価料Ⅱ

ベースアップ評価料	算定料（円）
ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（スコア15点未満／算定しない）	0
ベースアップ評価料（Ⅱ）1（スコア0以上）	10
ベースアップ評価料（Ⅱ）2（スコア15以上）	20
ベースアップ評価料（Ⅱ）3（スコア25以上）	30
ベースアップ評価料（Ⅱ）4（スコア35以上）	40
ベースアップ評価料（Ⅱ）5（スコア45以上）	50
ベースアップ評価料（Ⅱ）6（スコア55以上）	60
ベースアップ評価料（Ⅱ）7（スコア65以上）	70
ベースアップ評価料（Ⅱ）8（スコア75以上）	80
ベースアップ評価料（Ⅱ）9（スコア85以上）	90
ベースアップ評価料（Ⅱ）10（スコア95以上）	100
ベースアップ評価料（Ⅱ）11（スコア125以上）	150
ベースアップ評価料（Ⅱ）12（スコア175以上）	200
ベースアップ評価料（Ⅱ）13（スコア225以上）	250
ベースアップ評価料（Ⅱ）14（スコア275以上）	300
ベースアップ評価料（Ⅱ）15（スコア325以上）	350
ベースアップ評価料（Ⅱ）16（スコア375以上）	400
ベースアップ評価料（Ⅱ）17（スコア425以上）	450
ベースアップ評価料（Ⅱ）18（スコア475以上）	500

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分の算出方法は、厚生労働省の以下資料を参照ください。
ベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

(別添1)_賃金改善計画書(訪問看護ステーション)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001250233.xlsx>

免責事項

本資料は、ご自身の事業所における印刷に限った利用をお願いします。テンプレートの著作権・知的財産権については当社に帰属するものとし、当社に事前の文書による承諾を受けた場合を除いて複製、譲渡、販売、貸与、使用許諾、転載、改変、その他再利用することはできず、また第三者に当該行為を行わせてはならないものとします。

本資料はご自身の責任のもとご利用ください。

カイポケカスタマーサポートでは、本資料に関するお問合せは受付いたしませんので、ご了承ください。

Copyright (C) SMS Co.,Ltd. All Rights Reserved.

掲載の記事・写真・イラストなど、すべてのコンテンツの無断複製・転載・公衆送信を禁じます